中學修身教科書

卷三

375.9
Ya13
資料室

40416
教科書文庫
4
110
41-1904
200030
2181

資料室
明治三十七年四月五日
文部省檢定
中學校修身教科書

文學博士中島力造校閲
文學士山邊知春編纂

中學修身教科書

發兌 大日本圖書株式會社

大阪市立大學
教
22334
圖書

中學修身教科書

卷三目次

第一 自己に對する道

第一課 自己 一
第二課 身體に對する本務其一 自營 二
第三課 身體に對する本務其二 自營續き 四
第四課 身體に對する本務其三 自護 六

酒井利男

第五課　健康に關する本務　八
第六課　精神に對する本務　十
第七課　知に對する本務其一
明知　十三
第八課　知に對する本務其二
後慮　十五
第九課　知に對する本務其三
判斷　十七
第十課　情に對する本務　十九
第十一課　意に對する本務　二十一

第十二課　人格に對する本務　二十四

第二　他人に對する道

第十三課　他人の生命に對する本務　二十六
第十四課　他人の自由に對する本務　二十九
第十五課　他人の名譽に對する本務　三十一
第十六課　他人の財産に對する本務　三十三
第十七課　他人の人格に對する本務　三十五
第十八課　他人の感情に對する本務　三十八
第十九課　正直　四十一
第廿課　踐約　四十三

第廿一課　親切　四十六
第廿二課　愛情　四十八
第廿三課　同情　五十一
第廿四課　仁恵　五十四
第廿五課　獻身　五十六
第廿六課　寛恕　五十八
第廿七課　恩誼　六十一
第廿八課　朋友　六十三
第廿九課　長幼、身分　六十五
第三十課　女性　六十八

帝國圖書館藏

中學　修身教科書　卷三

文學博士　中島力造　校閲
文學士　山邊知春　編纂

第一　自己に對する道

第一課　自己

人はもと一個の生物なり。されど一方より見れば、家族の一員たり、又國家の臣民たり。家族なくして、生を此世に享くる個人あることなく、社會を離れ、又は國家に屬せずして、生活することを得るもの

過去現在將來に對

なし。故に人は、生物として、當に爲すべき本務の外、又家族、社會、國家の一員として、盡すべき本務あり。更に又一歩を進めて考ふれば、己の前に祖先あり、己の後に子孫あり。且つ自己の社會に對して行ひたる事業及び其功績は、永く社會と共に繼續するものなり。斯く人の一身は、啻に一個の生物として、天地間に存するのみならず、又實に國家の爲に存し、社會の爲に存し、父母兄弟の爲に存し、祖先及び子孫の爲に存するものといふも、不可なきものなれば、人は過去、現在、將來に對して、重大なる責任を

自己の發達は他の本務を盡す道なり

する責任

有し、其關係する所廣く且つ大なりといふべし。從つて、人の身體と精神とは、極めて貴重なるものにして、決して己一人の私することを得るものにあらざるなり。奚んぞ之を輕忽視すべけんや。

人は單に一個の生物として考ふるも、その生命を保續し、その身體と精神とを發達せしめざるべからず。況んや家族、社會、國家、人類等に對する本務も、皆自己の身體精神の發達によりて、遂行せらるゝに於てをや。故に一方より見れば、自己に對する本務と稱するものも、畢竟みな、家族、國家、社會、人類に

自己に對する本務と他人に對する本務との關係

對する本務なり。且つ諸種の德行は、互に相聯繫して、密接の關係を有するものなれば、明かに之を區分するは、容易のことにあらず。只說明の便宜を計り、直接に自己に關するものを指して、自己に對する本務と稱するのみ。

第二課　身體に對する本務　其一

自營

自營の本務

自己の缺乏を滿たし、生命を保續し、獨立して生活を營むは、人の當に務むべき所にして、之を自營の本務といふ。自己の生命を保續せんには、生活上必

自立及勤勉は自己に對する最要の本務なり

要なる飲食、衣服、住所等を得るが爲に、自ら勞する所なかるべからず。但し少年、老者、及び不具癈疾者の如き、特別の事情ありて、自ら養ふこと能はざる者は、他人の保護によりて、生活せざるべからざるも、健全なる壯者は、決して他人の救助によりて、生活すべきものにあらず。蓋し健全なる壯者は、自己の適する所に從ひて、職業に從事し、其所得によりて、安全に生活を營むを得べければなり。故に勤勉は、自己の生命に對する最要の本務なり。

人の生命を保續するに必要なる衣食住の三者、何

れか人類の勤勞によらずして生産せらるゝものあらんや。太古蒙昧の世、人々の需用少く、人口稀少なる時代にありては、僅少の勞によりて、生命を維持し得たるも、人口增加し、社會進步すれば、生活の爲に少からざる勞を要するに至るが故に、若し自ら勤勞を厭ひて、而も生活の豐ならんことを希ふものあらば、これ恰も報酬を與へずして、他人を使役せんとするに同じ。其不條理なる、問はずして明白なり。蓋し野蠻の時代にありても、尙菓實を採收するには、自ら勞力を要したり。況して生存の競爭

大日本圖書株式會社

益激烈なる社會に於ては、衣食の爲に勞力を要すること多きは、當然なり。唯文明社會にありては、人々其生産物を交換して、生活を營むが故に、勞働の有樣、野蠻社會と異なるのみ。彼の貨幣を以て物品を購求するに當りては、相互に何等の勞働を見ざる事あるも、是れ實は己が過去の勞力の結果を以て、他人の勞力の結果と交換するものなり。故に物を得んとする者が、之に對する勞力を費やさゞるを得ざるに至りては、何れの時代と雖も、毫も異なる所なし。故に何人と雖も、勤勞を欲せざるものは、

大日本圖書株式會社

勤勞を厭ふものは生活すべからず

生活することを希ふべからず。是れ人類の免るべからざる法則なり。

第三課　身體に對する本務　其二

自營（續き）

自營は人類の名譽なり

自營の本務を全くし、自己の勤勞によりて自ら養ふは、人の當に務むべき重大の本務なるのみならず、實に人類の名譽なり。健康なる身體を有して、而かも他人の恩惠に賴りて生活する者は、自立の精神なきものにして、個人として、社會に立つべき資格なきものなり。又不正當なる職業によりて、生活する者は、他人の勞力を盜むに同じ。故に正當なる職業を執りて、質素なる生活を營む者は、賄賂投機等の行爲によりて、華美なる生活を營む者に勝ること、啻に霄壤の差のみにはあらず。此に於てか、正當の職業に從事することも、亦自營に關する一の重要なる本務となるなり。

正當の職業

自營の目的を達せんと欲せば、正當の職業を選擇し、勤勉に之に從事するの外、收入と支出とを計り、節儉を守る必要あり。若し得る所を、盡く費やし、若しくは、費やす所得る所に超過すれば、常に不足を

加田神圖書館藏

勤儉貯蓄

感ぜざるべからず。故にこの不足を避け、且つ不時の入用に備へ、將來の生活を安からしめんが爲に、相當の貯蓄をなすも、亦一の本務なり。之が爲には、一時の慾情を制限して、儉素なる生活を營むを要す。若し得るに隨つて費やし、毫も蓄積する所なくんば、他日人の恩惠によりて、生活せざるべからざる悲境に陷るを免れざるべし。故に勤勉と節儉利得と貯蓄とは、自營の本務を全くするに必要なる條件なり。其何れを缺くも、共に目的を達することを得ざるなり。更に一歩を進めて之を考ふるに、勤

貯蓄に關する注意

勉と節儉とは、何れの時に於ても、必ず爲さゞるべからずと雖も、貯蓄は節儉の結果として、自然に生ずるものたらざるべからず。蓄財を目的とすれば、或は時として節儉を超えて、吝嗇に陷り、有德ならんとして、却て不德となる奇觀を呈するに至らん。蓋し吝嗇は、一方に於ては、自己の本務に反し、他方に於ては、他人に對する本務を缺くものにして、最も卑しむべき不德の一なればなり。

第四課　身體に對する本務　其三

自護

自護の本務

既に生活に必要なる材料を供給して、自己の生命を保續する本務あらば、理由なくして、自己の生命に危害を加へんとする者を防禦し、自己の生命の安全を計るところなかるべからず。之を自護の本務といふ。危難に臨み、已むを得ざるに當たりては、非常の手段を取りて、之を脱れんとするは、生物の本能なり。若し危難を避くることを知らざるが如き者あらば、到底生存すること能はざるなり。開明の社會に於て、人民の生命を保護するは、保安の職に在るものゝ主として掌る所なれども、若し其保

正當防禦

護を受くること能はざるに當たりては、各人は自らその生命の保護者たらざるべからず。是れ法律に正當の防禦を認むる所以なり。若し怠慢怯懦等により、自己を保護すること能はざるものあらば、啻に自己一身の不幸を招くのみならず、延いて他人に損害を及ぼすに至るべし。自己と直接の關係を有する家族等は、言ふを待たず、一般の社會の人も、亦其影響を免かれず。是れ即ち暴戾の徒をして、社會の秩序を紊さしめ、他人をして、不安の念を懷かしむるものなり。假りに一身の不幸は、自己の

財産保護

怠慢怯懦の結果として、甘んずるも、自己の不德によりて、累を他人に及ぼすの罪は、決して許すべからず。故に理由なくして、自己の生命に危害を加へんとするものを禦ぐは、人として當に爲さゞるべからざる事なり

必要なる場合に際しては、非常なる手段を取るも、自己の生命を保護するは、自己に對する一の本務なりとせば、同一の理由によりて、自己の財産を保護するをも、正當と認めざるべからず。蓋し財産は、自己の勞力の蓄積せられたるものなればなり。

一層重大なる本務

生命財産を保護する權利

之を要するに、自己の生命及び財産を保護するは、人の本務なりと雖も、更に重大なる本務の爲には、之を犧牲に供せざるべからざるなり。例へば、國家を保護せんが爲には、身命をも擲たざるべからず。又人類の幸福を增進せんとするに臨みては、區々たる財産を吝むべからざるが如し。且つ生命及び財産を保護する權利は、己に一點の不條理なきときにのみ行ふことを得るものにして、他人に危害を加へんとする惡意ある者は、業に既に其權利を失ひたる者なり。

第五課　健康に關する本務

身體の健康は精神を健全にする基なり

健康は一の幸福なり

健康に關する本務は、生命を保續し、且つ之を保護する本務の一種に過ぎず。自ら己が身體を傷つけ、或は不注意の爲に、損傷を蒙むり、疾病を釀す等は、皆一種の不德なり。且つ身體の健全なるは、精神を健全ならしむる基にして、精神の健全は、人たるの本分を盡す所以の道なり。加之、健康は、一の幸福として考ふるも、無限の價値あり。人は、勿論一身の幸福のみを需むべきにあらざれども、健康の如きは、啻に一身の幸福に止まらず、延いて社會國家の幸福を增進するに必要なるものなれば、何れの方向より之を考ふるも、健康を圖るは、人の當に務むべき所なり。

人には、健康なる身體を以て生るゝあり、又不幸にして、羸弱なる體格なるものあり。生來羸弱なる身體を有するものは、身體强壯なるものに比すれば、生れながらにして不幸不利の地位に立つものといふべし。若し人にして、全く外界の爲に支配せらるゝこと、他の下等動物の如くならば、虛弱なるものは、生命を維持すること能はざるべし。されど人

大日本圖書株式會社

身體の保護

は、自己の精神の働によりて、外界に應じて、適當の方法を採り、天然の不足を補ふことを得るが故に、注意して身體を保護せば、健康を保ち、天壽を全くすることを得べし。又強壯なるものなりとも、其慾を恣にし、放肆なる生活を營まば、身體を害するに至らん。故に人は、其身體の强弱如何に關らず、常に注意して、健康を保全することを圖らざるべからざるなり。

健康を保全するの道は、先づ適當に身體を保護するにあり。飲食の慾を節し、清潔を守り、慾望を制限

節制

して、體力の消耗を防ぐ等は、其主要なるものなり。

清潔

蓋し飲食其他の體慾は、生理上必要ありて、身體に備はるものなれども、其慾を恣にすれば、必ず身體の機能を害し、疾病を釀すべし。不潔なる衣服住居等が、身體に害あるは、言を俟たず。又一時の慾望に驅られ、或は業務の興味等に耽りて、過度に身體を使用すれば、必ず害あり。小壯のとき、過激なる職業に從事せし人が、早く老衰するは、吾人の屢目擊する所なり。

餘錄

吾人は身體を保護し、衛生を守ると同時に、身體を

大日本圖書株式會社

鍛錬することをも力めざるべからず。夫れ身體は、之を保護すること、其度に過ぐるときは、却て其抵抗力を失ひ、容易に疾病に罹るに至る。且つ吾人が人たるの道を履まんとするに當りては、時としては、自己の身體を顧みるの遑なきことあり。故に平素健康を害せざる程度を計りて、鍛錬の功を積み、外界の變化に抗する力を養はざるべからざるなり。

第六課　精神に對する本務

人の人として尊重せらるべき理由は、決して身體の強壯のみによるにあらず。身體の強壯は、精神の健全を得んが爲と、精神の欲する所を實行せんが爲に、要求せらるゝものゝみ。縱ひ身體の強壯なること、牛馬に勝ることあるも、若し高尚なる精神の之に宿ることなくんば、要するに動物たるのみ。人として尊むに足らざるなり。蓋し人類の他の動物に異なる所以は、精神の發達、遙かに彼等に勝るものの有るが故なり。

精神

人と動物との區別

吾人の精神の働きには、知あり、情あり、意志あり。從つて知を啓き、意志を強固にし、情を高尚雅正にす

精神の修養は人の自己に對する本務なり

知

るは、自己の人物を高尚有用にし、人たる品格を備ふる所以にして、人の自己に對して、當に務むべき本務なり。

先づ知につきて之を見るに、吾人が知を啓かんとする目的に、二あり。一は智識の範圍を廣め、人に固有なる知的欲望の滿足を得ること、一は智識を應用して、社會萬般の改良を企圖すること是れなり。換言すれば、一方は理論的、深思的にして、學問上の眞理を探究し、一方は實際的、活動的にして、自己及び他人の爲に、有益なることを爲さんには、如何に

情

意志

なすべきかを知らんとするものなり。

次に情の雅正は、又實に人類として、肝要なるものなり。人が動物的慾情以外に超出して、美を感じ、道德上の情操を樂しむ等の高尚なる生活を營むは、皆之によりて起るものなり。

意志の高等なる活動は、又人類に特有なる性質にして、總て道德上の現象は、意志に從つて行動する人類にのみ、見るべき事なり。動物は、全く外界の狀態に支配せられて、活動するものなれども、人は自己の思ふ所を遂行し、外界を支配する力あり。從つ

て又責任本務等を生ずるなり。

上に述べたる所の知情意は、精神活動の三方面にして、實に人類特有の性質なれば、之を發達せしめて、益其作用を擴大し、高尚ならしむるは、人たるものゝ本務なり。且つ此三方面は、各其作用を異にすと雖も、實際上個々獨立して存するにはあらず。互に相錯綜して、自己の精神をなすものなり。されど、其混合の比例に至りては、人々相同じからず。或は知に偏し、或は情に傾くあり。されば此比例をして適當ならしめ、圓滿なる人物となるも、亦精神に對

知情意の比例

する本務の一なり。

第七課　知に對する本務　其一

明知

智識を廣むる本務

知に對する本務の一は、智識の範圍を廣むること是れなり。智識を廣むるは、元來吾人の知的欲望を滿足せしむることにして、實際の應用とは、直接の關係を有せざること多し。故に往々迂遠なることとして排斥せられ、或は人の品格上、却て有害無益なりとして、非難せられしことなきにあらざれども、こは一局部の智識に精通するものが、智識全體

の統一を忘れ、且つ其一部の智識に滿足して、驕傲に陷るものあるによりて、かゝる非難を招くのみ。畢竟智識を廣むるの罪にあらずして、智識を廣めて、其正を得ざるの罪なり。然れども、人類の智識、漸く複雜となり精密となれる今日にありては、到底一人の能力にて、萬般の智識に精通すること能はず。殊に智識の發達する範圍は、殆んど、際限なきも、一人の知能は、無限なるにあらず。是に於てか、各自專門の研究に從事し、其範圍内に於て、深遠なる眞理を講究するに止めざるべからず。但し專門の智

專門家の必要

識は、深遠なるに從つて、益實用に遠さかる觀なきにあらざるが故に、實行の方面より之を見れば、或は迂遠なる事業に從事するが如く思惟せらるゝなり。然れども、專門家の研究の結果は、人類の幸福を增進すること、決して少からず。縱ひ一歩を退きて、直接に人類の幸福を增進する所なしとするも、智識其物は、既に尊敬すべきものなれば、決して之を輕んずべきにあらざるなり。

專門の智識は、此の如く重んずべきものなれども、世人一般の必ず講究せざるべからざることには

各個人が其知識を廣むべき範圍

あらず、專門家が智識の探究に從事するは、猶農商工等が各その職業に從事するに異ならず。若し一人に向かつて、汝は農たれ、工たれ、又商人たれといはゞ、誰か其不道理を笑はざるものあらんや。果して然らば、人は如何なる範圍まで、智識を廣むる本務ありやの問題を生ずべし。之を決するは、其社會の狀態、及び各個人の境遇につきて、同一なること能はざれば、從つて今明かに其程度を示すことを得ざるなり。されど、其社會一般の智識に通じ、社會の事情を明かにし、且つ自己の專ら從事する職業

後慮

上の事に關しては、普通の理論を研究し、且つ他の職業との關係を知る等は、教育あるものゝ當に務むべき所なり。是れ啻に知的慾望を滿足するのみならず、又處世上、大に必要なる事なればなり。

第八課　知に對する本務　其二

後慮

人の動物と異なるところは、目前の苦樂利害によりてのみ動かさるゝことなく、將來の結果如何を慮りて、後動作するにあり。主に本能と體慾とによりて、支配せらるゝ動物にありては、後日來るべき

結果を商量して、其動作に選擇を行ふことなし。蓋し後に起るべき結果を慮るは、過去の經驗を記憶し、之を現在の事情に考へ、而して將來生ずべき變化を推測するものなれば、知力の發達せし者にあらざれば、爲し得ざる所なり。實に人類社會の、駸々として進歩して止まざる所以は、此後慮に基づくこと頗る多しとす。

後慮を要する場合

後慮の必要なるは、自己若しくは他人の爲に、何を爲すべきかを考ふるときにあり。若し現在の苦樂、若しくは利害のみを見て、直ちに行爲を決定するときは、後に至りて、甚しき損失を來すことあるべし。固より人の行爲を定むるは、現在若しくは將來の利益快樂のみを、標準となし得べきにあらず。蓋し其後果の如何に關せず、遂行せざるべからざる德行少からざればなり。然れども、道德上、軒輊なき二個の行爲につきて、選擇を要する場合の如きは、其結果如何を顧みる必要あるべし。又後果の如何によりて、始めて其價値を定むべき行爲にありては、特に然りとす。故に結果を商量し、其選擇を愼むべき場合は、決して少からざるなり。果して然りと

大日本圖書株式會社

せば、吾人は後慮の習慣を養成し、之によりて選擇取捨する本務を有するなり。

後慮が直ちに他の本務の基礎となる場合

後慮が直ちに他の本務の基礎となる場合は、頗る多し。特に一時の情慾と、將來の利益と衝突する場合は、其最も著きものなり。此場合に於て、現在の情慾を制する克己節制等は、皆此後慮によりて、遂行することを得べし。其他現在の小利と、將來の大害と伴ふとき、目前の小利と、將來の大利と反するとき、及び目前の苦痛と、將來の利益と相伴ふときの如きは、現在の利害を棄てゝ、將來の利害を顧みるを至當とす。而して先見の明なきときは、此の如き場合に際して選擇を誤るを免れざるべし。

第九課　知に對する本務　其三

判斷と後慮の別

判斷

判斷は、實行的智識と相似たるものなれども、後慮の如く將來の利害を見るにあらずして、事實の眞相を知るを專らとする働なり。公平精細なる判斷は、吾人の容易になし得ざる所にして、冷靜沈着なる頭腦を有するものゝみ之を能くすることを得。人は、總ての事物に對して判斷を與へざるものな

大日本圖書株式會社

判斷の誤を來す原因

しと雖も、其正當公平にして、誤なきものは少し。而して其誤謬を來す場合を見るに、何れも皆簡單なるものにして、殆んど何人も容易に誤を避け得べきものゝ如し。然るに實際の場合に遭遇するときは、往々笑ふべき誤をなして、之を覺らざるなり。人の判斷を誤る原因は、種々ありと雖も、今道德上の判斷のみにつきて之を考ふるに、其最も著きものは、內省の足らざるより起ること是れなり。即ち自己の爲さんと欲すること、及び既に爲したることにつきては、淺薄なる理由を附して、何事をも正

自我の念慢なるが爲めに生ずる誤

當なりと思惟し、或は他人のいふ所を省みずして、自己の意見に合せざるものを、盡く誤謬なりとし、或は愛憎の念によりて、道理の正否を蹂躙し、或は他人に對する好惡の念に驅られて、其人の言行を批評するが如きは、屢見る所なり。又或は自我の念頗る强く、常に他人の意見に反對して、之を破壞するを好み、事理を辨別することをなさずして、其缺點を求め、甚しきに至りては、大體に關係なき片言隻句の末を捉へて、爭論するが如きものあり。又或は之に反し、何事も他人の意見に合するを勉むる

ものあり。是等は皆公平なる判斷を害するものにして、最も卑しむべき事なれども、往々學識ありと稱せらるゝ人の間に於ても、尙斯かる非行を見ることあり。

不注意によりて生ずる誤りたる判斷

自己と直接に關係なき事物につきて、判斷するときは、以上の誤謬に遠さかることを得べしと雖も、其事柄の複雜なるものは、精細に之を分解し、然る後判斷を下すを必要とす。然らざれば、又一種の誤謬を免れざるべし。例へば、物の効用と、その美醜との如きは、自ら別種の性質に屬し、醜にして有用なるものあり。美にして實用に適せざるものあり。然るに世には往々之を混同して、誤りたる判斷を下すものあり。其他或は偶然の事件を見て、全體に適用すべからざる概說をなし、或は原因結果の關係を明かにせずして、事實を誤解し、之を以て眞相を知り得たりとなすが如き、皆吾人の注意して避けざるべからざることなりとす。

要するに、判斷は、公平無私ならざるべからず。若し判斷にして誤あらんか、智識の擴張も、實行的後慮も、共に誤謬を混じ來るを免れず。故に人は、勉めて

冷靜なる頭腦を養ひ、鋭利なる批評眼を具へんことを期圖すべきなり。

非凡なる德行は多くは情操の作用による

第十課　情に對する本務

智識を廣め、公平なる判斷を下す習慣を養ふは、道德上、頗る要用なりと雖も、未だこれのみを以て、有德者たるに十分なりといふべからず。蓋し國家の爲に身命を拋ち、若しくは人類の爲に自己の利益を犧牲にするが如き、人々の稱揚して措かざる非凡の德行に至りては、人の心中に鬱勃たる情操の作用によること多ければなり。且つ人の行爲は、必

行爲は感情なくして起らず

ず之を起さしむべき感情なくして、起るものにあらず。而して其感情には、高尚なるものあり、或は賤劣なるものあり。故に其外觀、毫も異なる所なき行爲も、之を起す感情如何を精密に考ふるときは、其間に著き逕庭の存するを發見すべし。實に諸種の德行に高尚なる情操の存すると否とは、大に其行爲の價値を高下するものなるのみならず、或る種類の行に至りては、情操の如何によりて、直ちに德行ともなり、不德となるものなきにあらず。例へば、善人たる名譽を博して、一身を利せんが爲に、他人

高尚なる情操を有するは人生の幸福なり

に親切なる風を裝ひ、或は慈善者の虛名を得んが爲に、貧人に施與する如きは、有德者の眼より之を見れば、寧ろ甚しき不德なりといはざるべからず。實に善を愛し、他人に親切ならんとするが如き高尚なる情操は、人の品格を尊くし、人の人たる價値を保ち、社會人類をして交情を和らげ、生活の快樂を感ぜしむ。故に高尚なる情操を有するは、人の最大幸福にして、又自己を完全ならしむる道なり。

然れども、感情の溫篤なると、冷淡なるとは、主に人の天稟の氣質によるものなれば、知力の如く容易

感情を養ふは困難なり

感情に依賴する弊

に達發せしめ得べきものにあらず。且つ人の感情は、卑賤に流れ易く、高尚に赴き難きものなるが故に、周到なる注意と、强固なる意志とを以て、長日月の修練を經ざれば、之を進むること能はざるなり。

感情の修養は、甚に困難なるのみならず、若し其道を誤りて、感情のみに重きを置くときは、其弊害感情の冷淡なるよりも、恐るべきものあり。蓋し感情は極端に走れば、往々人をして狂暴ならしめ、道理を沒却し、正道を外るゝ行をなさしむればなり。

此の如き危險を免るゝ道は、智識を廣め、正邪を辨

大日本圖書株式會社

知情の調和

別して、感情の向ふべき所を示し、以て高尚なる感情を修養して、卑賤なるものを抑制するにあり。要するに、知情は、共に精神の活動なれば、兩者の調和を計ること、殊に必要なり。喩へば、知なくして情に走るものは、舵なくして走る船の如く、情なくして知の勝てるものは、舵あるも走ることを得ざる船の如し。共に其用を爲さゞるなり。

意志の活動

第十一課　意志に對する本務。

道德上、吾人の最も重を置かざるべからざるものは、意志の活動なり。善を知り、且つ之を爲さんことを希ふは、尊ぶべき事なれども、之を實行して、行爲にあらはすに非ざれば、該博なる智識も、燃ゆるが如き熱情も、何の用かあらん。而して此知情を支配して、之を實行するは、意志の力なり。總て本務なるものは、或は嗜慾を制し、或は卑賤なる感情を抑壓して、高尚有用なる行を爲さしむるものにあらざるはなし。例へば、空腹を感ずるときに食し、渴を覺ゆるときに飲むは、體慾を滿たすに過ぎざるのみ、決して本務と稱すべからず。然れども其體慾を制して、暴飲暴食を慎み、之を適度に止むるは、則健康

に對する本務なり。而して其慾情を制して、本務の命ずる所に從はしむるものは、意志の力なり。故に此點より考ふれば、如何なる本務も、意志に關係せざるものなし。意志修養の道德上忽にすべからざる、之を以て明かなるべし。

意志修養の必要

意志の道德に於ける作用は、劣等なる動機を抑壓して、本務の命ずる所を實行するにあるを以て、特に意志に對する本務と稱すべきものなし。若し殊更に之を摘出せば、本務を實行する勇氣を養ふこと、即ち是なりといふを得べし。本務の命ずる所を

行ふに當たりて、私慾を制するは、克己の勇なり。又自ら善なりと信じ、正なりと判斷する所を行ふに當たりては、或は危難迫害に遭遇することなきにあらず。此時に當たり、毅然として之に抗し、其所信を貫く剛節も、亦一種の勇なり。若し夫れ自己の當に爲すべき所を盡して、運命に安んじ、人生の苦難に際會するも、毫も之を訴ふることなきに至りては、更に大なる勇氣を要す。而して此等の尊むべき勇氣は、皆意志の强固なるにあらざれば、決して望むべからざるなり。

克己の勇

頑固及び血氣の勇

然れども、意志の強固なると、頑固及び血氣の勇とは、異なり。血氣の勇は、一時の情を制すること能はざる時に起るものにして、克己の勇に反するものなれば、眞に意志の強固なることを示すものにあらず。又頑固なる人の決心を固守するは、一見勇氣あるに似たりと雖も、彼は其決心の誤謬なることを知りたる後も、尙ほ之を改むることを好まざるものなり。故に其決心を飜さずといふは、敢て飜さざるに非ずして、之を飜し得ざるなり。是れ亦眞理に從ふ勇なきものにして、眞の勇といふべからず。

智情意の調和

蓋し善と信ずる所を固守するは、一の勇なり。惡と知れるものを去るに躊躇せざるも、亦一の勇なることを忘るべからず。然らざれば、意志の強固ならんことを希ひて、之を修養する結果、却て頑迷に陷ることあればなり。

之に加ふるに、知明かならずして、意志の強固なる人は、往々誤りたる判斷を正しとなし、之を固守するを以て、頑固なる人と同一の行に出づるを免れざることあり。故に意志の習練は、智識の發達と伴ふにあらざれば、其效著大なること能はず。或は却

大日本圖書株式會社

て頑迷固陋に陷ることあるなり。

第十二課　人格に對する本務

自我の念

人は、其精神作用の複雜なる點に於て、他の動物と異なるのみならず、尙重要なる差別あり。即ち人は、他の動物の有せざる自我の念を有し、之によりて自己の精神の活動を統一す。人類にありても、其幼弱なるときは、只本能と體慾とによりてのみ、支配せらるゝが故に、自ら意識することなくして、動作す。其狀、毫も他の動物に異ることなし。然るに漸く成長して、精神發達し、知情意の働現はるゝに及び、

人格

其知情意は皆自己の知情意たることを識るに至る。此に於て自己の思想、自己の行爲を生ずるなり。此精神の統一せられたる狀態を目して、人格を有すといふ。

人格は、始より完全のものにあらず。人の精神に不統一の所あり、其思想其行動に矛盾ある間は、完き人格を有するものといふべからず。此不統一の甚しきもの、例へば、白痴癲狂の如きものは、全く人格なきものにして、人としての資格なきものなり。吾人が精神病患者に責任を負はすることなく、又同

時に其自由權利等を認めざるは、實に之によりてなり。又少年が獨立の行爲者たること能はずして、父兄師長の命に從ふべき所以も、其人格の未だ完からざるによるなり。

之に反し、健全なる精神を有し、相當の年配に達せしものは自ら意識を統一し、終始一貫の行動を爲し得るものなるが故に、若し理由なくして前後矛盾の行動をなさば世人の非難を免かるゝことを得ず。故に人は、意識の統一に力を用ゐ、自我を確立することを務めざるべからず。

自我の確立

自我の確立とは、自己の品性を高尚にし、過去現在將來に亘り、境遇の如何に關らず、自己の本領を守るの謂にして、利害に惑はず、困難を怖れず、自己の盡すべき道を行ふをいふ。義士烈婦等が身を殺して其節を全くするが如きは其最も顯著なるものなり。

諸種の誘惑に動かされて、罪惡を犯し、或は感情の爲に支配せられて、輕舉妄動を爲すが如き、或は目前の苦樂の爲に、永遠の目的を棄てゝ、生涯の事を破るが如きは、皆人格の統一を失ひたるものなり。

人格を完くする道

之を要するに、人格を完全にするとは、德性を涵養し、人の踐むべき道德を實行するにあり。之を稱して自我を實現すといふ。故に自我實現のことは、容易の業にあらざれども、過を改め、善を積み、孜々として怠らずんば、漸次圓滿完全の域に接近して、人たるの價値を發揮することを得べし。

第二　他人に對する道

第十三課　他人の生命に對する本務

生命は人の最も重んずるものなり

人の有するものゝ中に就きて、最も尊重すべきものゝ一は、生命なり。金銀、財寶の如きは皆人のこれを得んと欲するものなれども、之を生命に比較せば、實に些々たるものに過ぎざるなり。但し人は、他の動物と異なりて、高等なる精神を有し、自己を支配するものなれば、時としては、自ら生命を棄てゝ顧みざることあれども、又決して何等の理由もなく、任意に死することを許さるゝものにはあらざるなり。自己の生命を拋つことの道德となるは、國家の安寧を計り、若しくは他の重大なる本務を遂行せんとするに當たり、止むを得ざる場合に處するときのみ。平常にありては、各人皆生命を尊重し、

大日本圖書株式會社

其幸福を享受すべきなり。是れ自己に對する一の本務なること、前に述べたるが如し。

斯の如く貴重なる生命なれば、人は各之を保全する道を盡すべしと雖も、社會一般の人、皆各其生命を重んずるが故に、己一人の生命を保全せんが爲に、他人の生命を危くすることは、許さゞるなり。他人の生命を奪ふものは、其人の幸福の根源を奪掠するものといふべし。

財産に對する損害は、之を償ふを得べく、名譽を瀆すことあるも、亦之を雪ぐに道なきにあらず。唯生

命に至りては、一旦之を傷つけんか、決して之を賠償するを得ざるなり。故に何れの時代、何れの社會を問はず、殺人を以て最重の罪惡に數へざるなし。

然れども、殺人には、謀殺、故殺、過失殺傷等の數種ありて、法律上、其制裁を異にせり。謀殺は、初より他人を殺さんことを企圖し、其目的を達したるものにして、其罪最も重し。故殺とは、初より生命を奪はんとする惡意あるにはあらざれども、一時の忿怒等の爲に、前後を忘却し、他人を殺したるものにして、其罪謀殺に比すれば、稍輕きものなり。過失に基因

大日本圖書株式會社

正當防禦

する殺害は、素より正當のものにあらざれども、また殺人の罪を以て論ずべきにあらず。故に其懈怠、不注意より生じたるか、或は止むを得ざる過失より起りたるかによりて、或は犯罪ともなり、或は犯罪とならざるものにして、其刑罰も、亦從つて重からざるなり。之に反し、殺人の正當と認めらるゝは、唯正當防禦の場合のみなりとす。蓋し正當防禦を要する場合は、他人の爲に生命に危害を加へられんとする時にして、若し我彼を斃すにあらざれば自己の生命を全くすること能はざるを以て、自己

自由は人の自然に有する權利なり

の權利を保護し、自己に對する本務を遂行するものといふべし。其他、他人の爲に正當防禦を行ひたる時も、亦之に同じ。故に生命の安全を侵さんとする暴行者に對して、之を保護する場合にあらざれば、何人も他人の生命を奪ふことを許されざるなり。

第十四課　他人の自由に對する本務

自由とは、人の自然に有する權利にして、身體を使用し、思想を發表し、己の欲する所に從つて宗教を信じ、己の適する職業を選擇する等をいふ。然れど

自由は任意の義にあらず

も、自由とは、決して任意の義にあらず。自己の手足を動かすは、自己の權利なりとの故を以て、他人に妨害を加へ、或は思想を發表し、言論を爲すは、自己の好む所なりとの故を以て、公安を害し、他人に不快を與ふるが如きは、決して、眞の自由といふべからず。自由は、社會一般の人の一樣に有する所にして、互に相衝突せず、相侵すことなき範圍内に於て、身神を使用するをいふなり。詳言すれば、他人の行動を害せざる範圍内に於て、手足を動かし、他人を傷つけず、公益を害せざる範圍内に於て、言論を爲

自由なき人は人たるの價値なし

すは、各人の自由なり。信仰の自由職業選擇の自由も、また之に同じ。故に此等の自由は、人の正當に有すべき所のものにして、決して他より侵害すべからざるものなり。

正當の自由を有するは、人の人たる所以にして、若し之を失ふときは、既に人たるの價値なきものなり。古へ奴隷制度の行はれたる時代にありては、奴隷を見ること、猶物品の如く、之を賣買して、毫も異しむことなかりき。其不正義なること、問はずして明かなり。社會の開明に進むに從ひ、各人の自由は

他人の自由を侵害する不正なる行爲

大に發達し、世界またかゝる不幸なる人類なきに至れり。然れども、今日にありても、他人の自由を抑壓する不正の行爲、時として、行はれざるにあらず。例へば、或は婢僕に對して、不當の要求をなし、或は、婦人を輕視して、男子に劣るものとなし、之に抑壓を加ふるが如きは、其著きものなり。特に、我同盟に加入せざるの故を以て、他人に迫害を加ふるが如きは、往々目擊する事實にして、不正義の所爲といはざるべからず。

此の如く不正の行爲を行ひて、自ら異しまざる所

名譽は生命よりも重んぜらるゝことあり

以は、自己の利害を見るに專らにして、他人の境遇を考ふることを爲さゞるによる。若し人皆自己を他人の境遇に置きて、公平無私に考ふることを爲さば、他人の自由を妨害するの如何に不正なるやを知ること、容易なるべし。

第十五課　他人の名譽に對する本務

名譽は、人の最も貴重する所にして、時としては、生命財産より尊重せらるゝものなり。古來名譽を全くする爲には、金銀珠玉等は固より、唯一の生命をも抛ちて顧みざるもの、少なからず。是れ蓋し生命

眞正の名譽と虛僞の名聞

財産の如きは、永久に所有し得べきものにあらざれども、名譽に至りては、人の生涯と共に消滅するものにあらざるによりてなり。古來名譽は、不死なりといひ、名は末代などと稱する所以は、實に茲にあり。斯く名譽は、人々の重んずる所なれば、世には往往虛名を貪り、或は名譽を得んが爲に、百方苦慮する者なきにあらず。これ皆名譽の何物たるかを知らずして、眞正の名譽と虛僞の名聞とを混ずるによる。眞正の名譽は、智德の卓越に伴ふ社會の報酬にして、特に之を目的として求むべきものにあらず。

誹謗及び讒誣

無智より起る誹謗

名譽は、吾人の目的とすべきものにあらざれども、一の神聖なる所有物たるは、毫も疑を容れざる所なり。而して名譽を享受することは、其所有者の幸福とする所なれば、他人の之を侵害するは、不正なること、問はずして明白なり。

他人の名譽を傷つくるの行爲は、誹謗及び讒誣なり。誹謗は、往々無智より起ることあり、或は卑劣なる動機より生ずることあり。其無智より起る場合は、他人の心情行爲等に關し、充分の智識を有せず、

單に或る一事を見、或は妄りに他人の言を信じ、其事實を精査することなくして、直ちに惡名を與ふるものなり。是れ己の無智の結果、他人に迷惑を與ふるものなれば、輕卒の罪と、名譽を毀損するの罪とを免かるゝこと能はず。假令他人に缺點ある場合に於て、實際その事實を表白するものなりとも、濫りに他人の陰事を發き、不名譽を其人に與ふるは、不德の至なり。若し之を公にせざれば、公益を害し、他の人々に損害を與ふる場合の如きは、特別なりと雖も、通常の場合にありては、之を隱匿するを

誹謗の罪惡なる一理由

德義とす。固より事實を事實として、公にする誹謗の場合にありては、誹謗せらるゝものは、相等の報酬を得たるに過ぎざるを以て、直ちに名譽の侵害を蒙りたりといふこと能はざれども、之を毀る人の動機を考ふる時は、道德上、決して賞讃すること能はざるなり。何となれば、此等の行爲は、多くは嫉妬、怨恨、若しくは淺薄なる好奇心等の如き、卑劣なる考に基づくを常とすればなり。且つ人の罪惡を公にするときは、知らず識らずの間に、之を聞く者の良心を鈍くし、社會の道德を卑くすること尠少

讒誣

ならざるが故に、誹謗者は、社會の進歩を妨ぐる罪を免るゝこと能はざるものといふべし。特に讒誣は、事實を僞りて、他人に惡名を負はするものなれば、二重の罪を犯すものなり。即ち社會を欺くこと、及び他人の名譽を毀損すること是れなり。其道德上、許すべからざるや明かなり。

第十六課　他人の財産に對する本務

人は、自己の生活を安全ならしむるが爲に、勞力の結果を蓄積する本務あること、前に述べたるが如し。此蓄積せられたる勞力は、即ち財産なり。故に財

財産の起原及び種類

所有權

産の神聖なるは、生命、名譽、自由等に讓らざるなり。固より財産は、皆自己の勞働の結果のみなりといふべからず。或は先占によりて生じ、或は讓與によりて得たるものあり。又金錢財寶等の如き有形のものあり、或は諸種の特權の如き無形のものあり。此の如く財産の起原、及び種類には、種々ありと雖も、其所有に至りては、動かすべからざる權利なり。元來所有とは、其物件の内に自己を設定する事なれば、財産の侵害は、其所有者を傷つくると同じ。財産の侵害は、强竊盜、詐僞取財等にして、嚴に法律の

禁止する所なり。是れ財産權の不安は、社會に恐るべき結果を生ずるものなれば、社會の秩序を保つが爲に、之を保護すること、最も必要なればなり。

他人の承諾を得ずして、猥りに其人の財産を使用し、或は他人の所有物を借りて、之を返さゞるが如きは、固より不道德にして、法律もまた之を嚴に禁止せり。又法律に於て咎むること甚だ嚴ならざる事柄にして、道德上、許すべからざるもの少からず。例へば、雇者が被雇者に相當の報酬を拂はざるが如きは、勞働の結果、當に受くべき財産を奪ふもの

他人の財産を侵害する行爲

なれば、假令兩者の合意に出づることなりとするも、不正義たるを免れざるなり。之と同じく、被雇者にして、充分の勞働をなさず、徒らに賃銀を貪ることも、亦不正義なり。蓋しこれ曾に雇主の財産を侵害するのみならず、約束を蹂躙するものなれば、其罪一層輕からざるなり。

其他商賈と顧客との關係に於ても、亦同樣の不正義行はるゝことあり。即ち商人は、貨物の不良を隱蔽して、高價に之を賣り、或は顧客の必要を見て、濫りに物品の賣價を引き上ぐるが如き、又顧客は、商

大日本圖書株式會社

人の窮境に乘じて僅少の價を以て高貴なる物品を得んとし、或は物品を購ひて其價を拂はざるが如き、皆不正義なり。此等の不正義の中には、法律の制裁なき事多きを以て、人は甚しき不德義と考へざることなきにあらず。然れども、能く其道理を考ふれば、其不道德なること明かなるべし。

人格

第十七課　他人の人格に對する本務

吾人は、啻に他人の名譽を毀損すべからざるのみならず、又他人の人格を尊敬せざるべからず。自己を重んずると同じく、他人を尊敬し、之を遇するに相當の禮義を以てするは、人の當に務むべき道にして、又公平義俠なる行爲なり。夫れ人の自由獨立を重んじ、其人の思想信仰等を尊むは、私心强き者の能くし得る所にあらず。且つ人は、能く他人の境遇を理會せざるが爲に、往々其人を輕侮し、之を嫌惡するに至ることあれども、若し公平無私の心を以て、其人の心情を諒察するときは、決してその輕蔑すべからざる所以を發見することあらん。然れども、吾人は常に他人の境遇を知悉し、其心情を知ることを得るものにあらず。故に通常の場合に於

大日本圖書株式會社

ては、他人も亦自己と同じく、善良なる精神を以て行動するものとなし、相當の敬禮を行ふを可とす。蓋し吾人は、自ら知らざるを理由として、他人を輕んずるの不義なるを知ればなり。

人を尊敬するは、啻に自己より高貴の地位にある者のみならず、不幸にして貧賤の悲境に立つものに對しても、亦之を行ふべし。高貴の地位にあるものを尊敬するは、固より吾人の難しとせざる所にして、不德者も之をよくす。其劣等の地位にある人に對して、人たるの尊敬を與ふるは、有德者のみの

人の貴き以所は其門地財産によるに非ず

能くする所なり。夫れ人の尊き所以は、決して其門地財産によるにあらず。故に父祖の功によりて財産を有し、或は人に尊ばるゝ地位にあるものゝ如きは、深く自ら省みて、人格と地位とを區別するを要す。然らざれば、往々驕慢不遜の徒となる恐れあればなり。

他人の意見を重んずること

他人の意見を重んずるは、實に此精神に基づくものなり。假令自己と反對の意見を發表するものありとも、決して之を輕侮し、無智蒙昧等の賤劣なる語を以て、之に批評を加ふべからず。人の意見を尊

敬すると、自己の意見を確守するとは、自ら異なりたる問題なり。他人の意見を輕侮したりとて、自己の意見に忠なるものとはいふべからず。假令他人の思想に誤りありとするも、其人の之を主張する理由に於ては、多くは善良なるか、或は善良なりと信ぜらるゝものなるを常とす。故に其意見にして、重大なる惡果を生ずるか、或は己之と議論を上下する場合の外は、之を攻擊すべからず。又論爭を要する場合に於ても、決して議論の相反對するが爲に、其人の私事に及び、若しくは其人格に侮辱を加

ふべからず。是れ最も賤しむべき事なればなり。

他人を尊敬するは自己を高むる道なり

自尊の念强き人は、往々他人を尊敬するの念慮を缺くことありと雖も、若し自己を尊むの念を推して、他人に及ぼさば、公平無私の人となることを得るに難からざるべし。他人を尊敬し、其自由獨立を重んずるは、決して自己を損するものにあらず、却て自己を高むる道なり。而して社會の人、皆互に尊敬を交換せば、社會の進歩期して俟つべきなり

第十八課　他人の感情に對する本務

吾人は、他人の身體に苦痛を與ふべからざるが如

精神に與ふる苦痛

く、其精神にも、苦痛を加ふることを許されざるなり。他人の身體に毀傷を加ふれば、或は法律上の制裁を蒙ることありと雖も、其精神に與へたる苦痛に對しては、何等の制裁なきを常とす。然れども、精神に加へられたる苦痛の堪ふべからざるは、寧ろ身體の毀傷より甚しきものあり。故に道德上の制裁は、當に之れに及ぶべきものとす。

感情を害すること

精神の上に與へらるゝ苦痛は、感情を害するを以て最も甚しとす。而して他人の感情を害する行爲の中にて、最も慎むべきものは、輕侮及び嘲弄なり。

輕侮及び嘲弄

輕侮は、人に對して尊敬を缺ける動作にして其不正なること前に述べたるが如し。而して輕侮は、單に傲慢より起ると雖も、嘲弄に至りては、殊に他人を苦しめんとする惡意を交ふるものなり。故に其罪一層重しとす。

傲慢にして自尊の念强き人は、好んで自己の他人に勝れる所を表白せんが爲に、知らず識らず他人を輕侮するの言行をなし、甚しきに至りては、之を嘲弄して喜ぶものなり。然れども、他人の缺點を發き、他人を辱しむることによりて、己の長所を表示

大日本圖書株式會社

他人を輕侮するは自己の完全を示す所以にあらず

したりと思惟するは、實に笑ふべき事なり。豈に一人の缺點が、他人の完全を示す理あらんや。且つ假令彼我の比較上、自己の優勝を示し得たりとするも、人は同類を苦しめて、自ら樂しむを許されざるなり。夫れ自己の娯樂の爲に、動物を苦しむるすら、已に不德なり。況んや同等の人類に堪ふべからざる苦惱を與ふる動作に於てをや。

輕侮及び嘲弄は、何人も不德として、排斥する所なり。然れども、輕侮及び嘲弄と類似し、他人の感情を害するものにして、而も世人の多く寛假する惡德

諷刺

あり。諷刺、即ち綿中針を褒むが如き言語是れなり。其對手の心を刺し、之に苦痛を與ふるは、決して侮辱に劣らず。然るに其寛假せらるゝ所以のものは、蓋し其外面に於て、毫も責むべき所なきが如きを以てなり。然れども、諷刺の眞の目的は、其外面にあるにあらずして、其中に藏する隱密の意味にあり。若し其隱れたる惡意が、對手に了解せられざるときは、決して諷刺者の目的を達したるものといふべからず。故に諷刺の惡たることは、直接の侮辱に勝るものといふも不可なかるべし。

舉動

禮儀

他人の感情を害するものは、啻に言語のみにあらず。舉動態度も、亦偶禮容を失するときは、他人に不快の感を生ぜしむることあり。殊に傲慢不遜なる舉動は、他人の感情を害すること、輕侮の言語に異らず。故に凡て人は、他人に對して、言語を發し、若くは動作するに當りては、其人の感情に及ぼす影響を考へ、之を觸害せざることを力めざるべからず。吾人が交際上の禮儀を重んぜざるべからざる理由も、亦實に是にあり。蓋し交際上の禮儀を辨へざるときは、往々知らずして、他人に無禮を加へ、他人

信用

の感情を損し、交際上の圓滑を缺くこと尠からざるを以てなり。

第十九課　正直

吾人が相協同して社會を組織し、各其職業を營み、其生活に安んずるを得るは、全く人々互に相信じ、相依賴し、己他人を欺かざれば、他人も亦己を欺かずとの期望を有するによりてなり。若し一旦社會に信用行はれざるに至らば、人は互に相疑ひ、各自己の安全を圖らんが爲に、種々の方法を講ぜざるべからず。從つて社會の活動は、澁滯を來し、社會の

信用の必要なる程度

形ありと雖も、共同生存の實なく、猜疑嫉妬のみ盛に行はれ、早晩社會の瓦解を免かれざるべし。信用の社會に必要なる程度は、吾人の意想外にあり。盜賊等の社會に於てすら、互に信用を重んずるものなりといへり。西洋の諺に、惡魔と雖も、互に相欺かず、若し互に相陷れなば、何を以て社會を爲すことを得んやと。以て如何に信用の社會に必要なるかを見るに足らん。

虛言は、他人の期望を空しくし、其人に損害を加ふるものなれば、許すべからざる罪惡なること明か

直接に他人に害を加へざる虛言も亦惡なり

虛言は虛言を生ひ

なり。然らば、他人に直接の損害を加へざる虛言は、道德上許すべきかといふに、總て虛言は、直接に損害を他人に加ふることなき場合に於ても、其信用を害し、社會一般の不安心を來すものなれば、決して許すべからざるなり。今假りに、虛言の他人に及ぼす影響を離れて考ふるも、虛言者は、自信を失ひ、自重の念を弱くし、諸種の罪惡を犯すに至るものなり。唯些細なることに虛言するは、人の敢て重しとせざる所なるが如しと雖も、一度虛妄の言を吐くときは、之を掩はんが爲に、更に第二の虛言を爲

虛言の原因

し、又之を掩はんが爲に、他の虛言をなし、終に非常なる罪惡に陷ることあり。而も最後に至るまで虛言を掩ふは、到底爲し能はざる所なり。故に虛言は一の罪惡たるのみならず、虛言者の不利を來すものなるを知るべし。且つ虛言の原因を見るに、多くは他の罪惡を犯して、之を掩はんとするにあるか、或は道德上の怯懦によるか、二者其一に居る、而して是等は、共に最も卑しむべき事とす。

虛妄は、單に言語のみによらず、必要なるときに、緘默して事實を語らざる事、或は單に擧動によりて

正直ならんには勇を要す

も、之を爲すを得べし。其罪惡たるは、虛言すると毫も異ならざるなり。自己に不利益なる場合に於ても、斷然として事實を語るは、他人に對する重要なる本務にして、亦最も勇敢なる行爲なり。實に一般の勇敢なる動作は、皆正直なる動作の結果なりといふも、不可なしとす。世人皆能く此理を辨へて、互に相交はらば、社會の發達は、更に著きものあらん。

第二十課　踐約

他人に對する本務の中、特に注意すべきものは、踐約なり。吾人の通常約束と稱するもの、內には、約

契約及び約束

束と契約との二種あり。此兩者は、共に將來若干の事を、他人の爲になすべきを約するものなり。人は現在に於て、自己の欲することを爲し得ると同じく、將來に於て、爲さんとすることを定め、且つ之を實行し得るものなり。是れ契約、及び約束の成立する所以にして、又一旦成立せし契約、及び約束を踐行する本務を生ずる所以なり。此將來爲さんと欲する所を定むるを、人の志向といふ。約束は他人の爲に勤勞し、若しくは物品を贈與せんとするに當たりて、其志向を他人に告知するものにして、他人

約束を破毀するを許すべき場合

は之に對し、期望を生ずるが故に、理由なくして約束に背くは、他人の期望を空しくし、時としては、之に損害を加ふるに至る。其不正不義なること明かなり。然れども、一旦約束せし所も、相當の理由あるときは、或は之を破るを許すことあり。例へば、約束後、事情の變化によりて、到底之を實行すべからざるに至るか、或は全く其實行すべからざるを知らずして約束せし場合の如きは、其履行を强ふること能はざるなり。然れども、若し約束の當時、既に其實行すべからざるを知り、或は之を實行する意志

なかりしものとせば、其約束は、破約と欺瞞とを兼ねしものにして、決して其罪を免るべからず。又知らずして不德を行はんとする約束を結び、後に至りて其不德たることを發見せし時は、速に其誤を述べて、約束を破毀することを得べし。然らざれば、約束に忠ならんが爲に、却て不道德者となるを免れざればなり。要するに、一旦約束せし所は、正當の理由あるにあらざれば、履行を怠ること能はず。單に約束を實行するが爲に、不利を來す等は、之を破るの理由たること能はざるなり。此に於てか、吾人

契約

は、約束を結ぶに當たりては、必ず先づ其實行し得べきものなるを知るを要す。故に重大なる事件は勿論、些細なることなりとも、總て他人と約するに當たりては、必ず熟慮すべし。是れ容易に約束を結ばざるは、不道德にあらざれども、之を實行せざるは、一の罪惡なるを以てなり。

契約は、約束の交換によりて成立するものにして、賣買の契約、若しくは結婚の契約の如き場合をいふ。契約もまた約束と同じく、必ず履行すべきものにして、正當の理由あるにあらざれば、破毀すべか

契約と約束の別

らざるなり。唯契約の約束と異なる所は、一方の契約者、若し其契約を履行せざるときは、他方の契約者は、之を履行する責任なきのみならず、之が爲に生ぜし損害の賠償を要求することを得るにあり。然れども、契約の種類によりて、多少其間の關係に相違あり。例へば、賣買の契約の如きは、一方に缺點あれば、直ちに他の契約者の責任を解除するに足るべしと雖も、夫婦の關係の如き契約に於ては、一方に多少の缺點ありとも、直ちに契約を破毀するを正當とせざるが如し。

不完全なる契約

之を要するに、契約及び約束は、其性質、必ず履行を要するものにして、特別なる事情あるときのみ、之を破毀し得るなり。故に之を履行するは、常道にして、之を破毀するは、權道のみ。若し些細なる理由を以て、之を破毀するを許さば、契約及び約束は、全く無効のものとなるに至らん。世には對手の無智に乘じて、不完全なる契約を爲し、尋いて之を破毀する者なきにあらず。是等の徒は、巧に法網を遁るゝと雖も、社會の安寧を害し、其發達を妨ぐること甚しきものにして、道德上許すべからざるものなり。

第二十一課　親切

前數課に述べたる消極の本務は、對等の權利を有する人が、互に遂行せざるべからざるものにして、一言之を蔽へば、人は他人の正當に受くべきものを奪ふべからず、又他人に損害を加ふべからずといふにあり。此等の本務は、人の最も重んずべきものにして、社會の安寧秩序を維持するに、缺くべからざるものなれども、未だ他人に對する本務の全部を盡したるものとはいふべからず。他人の身命を重んじ、名譽を尊び、自由を妨げず、財産を侵さず

進んで他人の幸福を計ること

又其信用を害することなき人ありとするも、若し其人にして、單に此に止まらば、世人は彼を目して、有德の人とはいはざるべし。此の如き人は、自ら巨萬の富を積むも、隣人の缺乏を顧みずして曰はん、吾彼に損害を加へず、彼亦吾を累はすべからずと。若し此の如くならば、社會は實に不快なる所たるを免れざるべく、又決して今日の如く鞏固なる結合を保つを得ざるべし。人類社會の圓滑にして、よく鞏固なるを得る所以は、各人互に相侵害せざるのみならず、必要なる場合には、互に相助け、進んて

積極の本務は人類相互の愛情に基づく

他人の幸福を增進するによりてなり。

他人の幸福を喜び、其善を希ふは、人性の自然に存する愛情に基づくものなり。故に吾人は、此愛情を修養し、之によりて鼓舞せられたる德義を實行するを要す。是れ即ち他人に對する積極の本務なり。愛情は、種々の境遇に應じて、其形を異にして現れ、或は慈愛となり、或は同情となり、或は慈善となると雖も、その歸する所は、他人の苦痛を悲しみ、その幸福を喜ぶ親切の情に外ならず。親切の情を以て他人に對するは、一の高尙なる德義たるは勿論、又

正義ノ消極

親切の本務と正義の本務の別

他の德義の根本となるものなり。蓋し不義壓制、爭鬪、虛妄、猜忌等の惡德は、決して親切の情と兩立するを得ざるものなれば、他人に對して好意を有する人が、之に損害を加ふる行を爲し得るの理なければなり。

親切の本務は、社會の幸福を增進し、人生に高尙なる快樂を與ふるものにして、人々の間に缺くべからざるものなれども、之を正義の本務に比すれば、大に其趣を異にせり。正義の本務は、其範圍明白にして、且つ之を行はざれば、嚴重なる制裁を蒙り、其

損害を償はざるべからず。之に反し、親切の本務は、其範圍、程度、共に漠然たり。吾人は、如何なる範圍まで、他人の幸福を增進せざるべからざるか、又如何なる程度まで、自己の幸福を棄てゝ、他人の幸福を計らざるべからざるかを定むること、頗る困難なり。人は、必ず親切ならざるべからずと雖も、親切の大小に至りては、之を行ふ人の選擇に任ぜざるべからず。是れ親切の本務の特徵にして、又他の本務に比して、高尚なる所以なり。

第二十二課　愛情

愛情

愛情は、親切の情と同じく、他人の幸福を增進せんことを希ふものにして、特殊の關係を有する人の間に、自ら存在する强盛なる感情なり。愛情は、他の動物にも存するものなれども、人類にありては、特に著きものとす。家族、朋友等は、此愛情によりて、結合せられたる關係なり。若しこの愛情なくば、此等の關係は、到底永續すること能はざるのみならず、人類も亦終に絕滅するを免れざるべし。吾人の生まるゝや、父母の愛によりて、鞠養せられ、漸く成長しては、師友の愛によりて、智能を啓發し、以て一個

大日本圖書株式會社

愛情の必要なること

の人となるを得るなり。故に愛は、人間社會の根本なりといふも、不可なきなり。然れども、人類の愛情は、決して親子兄弟夫婦朋友の間にのみ止まるものにあらず。若し此に止まらば、他の動物の愛と、何の選ぶ所あらんや。子を愛する情の如きは、劣等なる動物の間にも存在す。只其愛は、子の成長して、自ら生活することを得るに至れば、忽ち消滅し去ると、且つ偏頗にして、廣く他の同類に及ばざるを常とするのみ。人類の愛は、自然の情を助くるに、道理の力を以てするが故に、公平無私にして、永く存在

人たるものの有すべき愛情

するのみならず、其範圍も、漸次濶大となり、國家社會に及び、終に全人類を包括するに至る。此に於て人の愛は、圓滿なる狀態に到達せるものといふべし。夫れ己の子を愛し、己に恩德を施すものを愛するは、犬馬と雖もよく之を爲す。人類の愛は、更に之に勝る所なかるべからざるなり。

愛情は、人の間に存する障壁を除き、自己と他人とを融和せしむるものにして、私利の念を去り、他人の善を計る行爲を起さしむるものなれば、許多の善行を生じ、惡德を滅すること、親切の情と同じ。且

大日本圖書株式會社

愛情は人類の平和を來す道なり

愛情を博くするに次第順序あり

つ一人の愛は、他人の愛を誘發し、人類をして平和の域に進ましむるものなるが故に、人は皆愛情を修養し、博く他人の幸福を計ることを思ふべし。然れども、愛情を博むるには、次第順序あり。自己の父母を措きて、他人の父母を愛し、自己の國家を措きて、他人の國家を愛せんとするは、最も不道理にして、到底爲し得べきことにあらず。吾人は、自己と特殊の關係ある人を愛するを先にし、漸次之を廣濶にするにあらざれば、眞の愛情を養ふこと能はざるなり。

愛情を修養するの道は先づ他人を知るにあり

愛情は、直ちに人の意志を以て支配し得るものにあらざれば、愛情なきものをして、直ちに愛情を起さしむること能はざるなり。然れども、愛情の起らざるは、能く他人を知らざるに起因すること多し。故に愛情なき人、若しくは博く愛すること能はざる人は、先づ他人を知ることを勉め、且つ之を善遇せんことを力むべし。他人の長所を知り、其愛すべき性質を見て、之を愛せざるものはなかるべく、又人として、他人の愛を受くべき性質を備へざるものも、決してあらざるなり。博く人を愛するは、吾人

の本務なりとせば、先づ人を知るは、之に到るが爲に、要用なる本務なりといふべし。

第二十三課　同情

同意

同情も亦親切の情の一種にして、他人と感情を共にするをいふ。他人の悲慘なる境遇を見ては、其苦を思ひ、他人の幸福を見ては、其喜を悅ぶ。是れ、人の自然に有する高尙なる情操なり。夫れ人生の避くべからざる悲に遭遇せしとき、人は黃金によりても、慰藉を得ること能はず。名譽によりても、其悲を忘るゝこと能はず。權力も智識も、之を慰むるに足らざるなり。此時に當たり、其悲を和らげ、其愁を輕くすることを得るものは、他人の同情なり。又天運に際會して、幸福を得たるものも、若し衆人の猜忌怨嫉の中に立たば、其幸福によりて、快樂を感ずること、頗る少かるべし。但し衷心其喜を悅び、其幸福を賀する友あらば、始めて其喜を全くするを得ん。故に同情は、悲あるものに慰を與へ、喜あるものを一層喜ばしめ、社會をして平和幸福ならしむる源泉なりといふも、過言にあらざるなり。

同情は社會をして平和幸福ならしむ

同情は、之を受くる者にとりて、幸福なるのみなら

同査の苦はいふに足らず

ず、與ふる者も、亦之によりて幸福を感ずべし。悲しむ者と共に悲しむは、苦痛なりと雖も、悲しむ者の其悲を輕くするを見ば、非常の喜を感ずべし。又不幸にして之を慰めんとして、慰むることを得ざるときの苦痛は、實に言ふべからざるも、かゝる苦痛を受くるは、之を彼の自己一身の事に焦心して、苦惱するものゝ苦痛に比すれば、其高下優劣、決して日を同じくして論ずべきにあらず。特に他人の喜を悅び、其樂を共にする同情の快樂は、有德なる者の獨り享くることを得る無上の樂なりといふべ

大日本圖書株式會社

同情は社會の人を包括す

同情は文明社會の人の本務なり

し。夫れ他人に同情を與ふる者は、他人の境遇と自己の境遇とを同一視するものなれば、自我の狹隘なる範圍を脫出して、廣く社會の人を包括するものといふべし。眞に四海同胞の感を有するは、此の如き人にあらざれば、能はざるなり。

斯くの如く、同情の念は、社會の幸福を增進し、其和樂を來す須要なる德義なれば、其廣く行はると否とは、以て社會の文野を卜するに足る。殊に社會の進步改良の如きは、强盛なる同情を俟ちて、始めて行はるべきものなるが故に、同情の念を養ひ、他人

大日本圖書株式會社

と喜憂を共にするを學ぶは、文明の社會に住する者の本務なりといふべし。

然れども、同情の念も、また愛情と同じく、容易に發達せしめ得ることにあらず。自己の幸福を希ふは、人生固有の性質にして、同情と相容れざるものにはあらざれども、其甚しきに至れば、往々相背反するに至る。蓋し自我の念に充ちたるものは、他人の感情を容るゝ餘地なく、他人の苦樂を度外視し、其極、傲慢、嫉妬、怨恚等の惡德に陷り易ければなり。故に人は同情に到る第一歩として、自我の念を制限

自我の念と同情とは元來衝突するものにあらず

し、公平なる考を有つを勉むべし。又他人の悲を悲しむは、他人の喜を悅ぶに至る階級にして、常人の能くし難き所なれば、宜しく之を修練するを力むべし。此の如くにして止まざれば、吾人は、他人の喜を悅び、其樂を樂しむ高尚なる同情に到達せんこと期して待つべなり。

同情修養の方法

第二十四課　仁惠

仁惠

總て他人の不幸を除き、其幸福を增進せんことを圖る行爲を總稱して、仁惠といふ。仁惠は親切、同情、愛情等の必然の結果として、生ずるものなり。吾人

若し親切の情を有たば、親切の行爲を爲さずして、止むこと能はず。又他人の苦痛を悲しまば、其苦痛を去るを力めずして、滿足すること能はざるなり。而して仁惠には、大小輕重あり。其小なるものは、僅少の勞を以て、他人に益を與ふるものにして、例へば、路を問ふものに之を教へ、或は疲れたるものに休息の場所を與ふるが如きもの是れなり。此等の小なる仁惠は、吾人が日常人と交はる間に、必ず實行するを要するものにして、僅少なる親切の情によりて、行ひ得るものなれども、其人を益し、社會の

小なる仁惠

平和を來すには、缺くべからざるなり。

仁惠の中に就きて、最も著きものは、慈善なり。慈善は、生活に困難なるものを助くる德行にして、富有者の必ず行ふを要するものとす。廣く社會を見れば、或は幼弱にして、之を保護する人なきもの、或は老衰して、之を養ふ人なきもの、或は疾病に罹れるもの等、其境遇の眞に憐むべきもの少からず。此等の徒は、他人の恩惠によりて、生を全くせざるべからざるものにして、之に對して、生活上必需の物品を與ふるは、固より吾人の本務なりとす。然れども、

慈善

貧困に陥れるものゝ中には、自己の過失怠慢によりて、不幸を招きしものなきにあらず。此の如き輩は、之を前者に比すれば、憐愍を受くる資格なきものなりと雖も、其苦痛に際しては、人たるもの、如何ぞ之を坐視するに忍びんや。此等自ら不幸を招きしものに對しても、其缺乏を充たし、之をして目前の苦痛を免れしむるは、實に吾人同胞の本務なり。然れども、之を救ふ方法に至りては、宜しく其當を得ざるべからず。一時の哀憐の情に驅られて、慈善を濫用すれば、甚しき弊害を來すことあり。例へば、

慈善の目的は其人を救ふにあり

此等の徒に金錢を施與するが如きは、益その怠惰を助長せしむるに過ぎざるなり。故に慈善は、之を受くる人をして、他人に依賴するの精神を生ぜしめざる如くするを必要とす。且つ之を與ふるに當たりては、先づ必要なるものと、有用なるものとのみを與ふべし。此以上に出づるときは、往々慈善の目的に反すること多し。必要なるものとは、之なくんば、生活を維持すること能はざるものをいひ、有用なるものとは、之を用ゐて生活の道を得るものを云ふなり。飢餓に逼りたる者に對しては、食物を

與へざるべからず。然れども、一時其飢を救ふも、之によりて全く慈善の目的を達したりといふべからず。之と同時に、職業を與へ器具を貸し、以て自ら働きて衣食することを得るの方法を授くるを要す。此の如くにして、始めて眞に慈善の目的に適ふものにして、又慈善の濫用によりて生ずる弊害を避くることを得べし。

第二十五課　獻身

獻身とは、同胞の生命を救護し、其幸福を計らんが爲に、極力盡瘁し、時としては、一身を抛ちて顧みざるをいふ。固より身命を賭して他人を救ふが如きは、非常の事柄にして、日常起り來るものにあらずと雖も、吾人は、必要なる場合には、進んで之を爲すの覺悟なかるべからず。獻身を要すること最も多きものは、醫士、兵士、及び保安の職にある人なりとす。醫士が惡疾の傳染を恐れずして、患者を治療する、兵士が戰場に臨みて其命を顧みざる、又保安の職にある人が、其職務を執行するに當たりて、一身の安危を思はざるが如きは、其職分に對する嚴正の本務なり。通常の人にありては、非常なる事變に

非常なる場合に於ける獻身

遭遇せし時にあらざれば、直接に身命を抛つを要せらるゝことなし。非常なる事變とは、火災、水災、及び難破船の場合の如きをいふ。斯かる場合に遭遇せしとき、自己一身の安危のみを思ひて、同胞の生命を顧みざるは、非難すべき行爲なり。平常無事の日に、自己の生命を重んじ、身體を毀損せざらんことを計るは、自己に對する本務なりと雖も、他人の危急に際しては、一身の顧慮を棄て、神速なる決斷と、果敢の勇氣とを奮ひて、その生命を救助することを要す。實に斯かる場合に、一身の安危を顧みず、

獻身は幸福と安心とを感ぜしむ

直ちに他人の急難に赴くは、高尚なる道德たるのみならず、自己一身の安危のみを計るよりも幸福と安心とを感ずること多きものとす。非常なる場合に、一身を犧牲に供するは、一の高尚なる德義なりと雖も、之を爲すは寧ろ容易なり。平常無事の日に於て、拮据黽勉、公衆の幸福を計りて、自己の幸福を犧牲に供するは、其事易きに似て、實は頗る難し。固より公衆の幸福を計るは、全然自己の幸福と衝突するものにはあらざれども、又時に社會の幸福と個人の利益と、相容れざることなきにあらず。斯

一身の利害と社會の利害と衝突するときに感ずる執迷

かる時に當たりては、人は必ず强盛なる執迷に陷るべし。而して、此執迷を斷ちて、一身の利益を犧牲に供し、一般公衆の幸福を計るは、社會に對する本務なり。社會の進步發達は、實に此種の勇敢なる德行によること多し。此を以て人は、非常の場合には勿論、日常の生活に於ても、自己の幸福を犧牲に供する獻身的精神を養ひ、必要なる場合に應じて、這般の德義を完くする覺悟を有すべし。

第二十六課　寬恕

寬恕とは、己に損害を加ふるものを宥し、其幸福を

大日本圖書株式會社

寬恕

正義の念と寬恕の德

慮る德義をいふ。慈善獻身等は、吾人の助力を要する人に之を與ふるものなれども、寬恕は、一見吾人の憎怨を受くべきものを愛する德義なり。故に一層困難にして、而もまた高尚なるものとす。

吾人に損害を加ふるものは、其相當の責罰として、制裁を受け、且つ之を償はざるべからざるは、正義の念が吾人に示す所なり。故に寬恕は、正義と相背反するが如く、且つ寬仁の念によりて、惡人の罪を赦さば、益その惡を助長するが如く思惟せられざるにあらず。然れども、事實は全く之と異なり、吾人

大日本圖書株式會社

は其罪を惡みて、其人を惡まざることに注意せば、假令損害を自己に加ふる人ありとも、之に對して復仇の念を挾まざることを得べし。是れ寛恕の原則なり。夫れ社會の秩序を紊し、害毒を流すものに對しては、固より制裁を加へざるべからずと雖も、決して殘忍の心を以て、之をなすべからず。須く其人の悔悟して善に復るを希ひ、之を遇するに同胞の禮を以てすべきなり。若し其損害にして、自己一身の事にかゝり、他に累を及ぼさゞるが如きものならんには、寧ろ其罪を問はず、却て之に加ふるに

恩惠を以てすべし。例へば、自己に對して非禮を加ふるものありとせんに、己亦之に對するに非禮を以てせば、加何。又彼我を欺くとき、己亦彼を欺かば、果して如何。是れ他人の罪を咎めて、自ら亦不德を行ふなり。寧ろ彼に恩德を施して、自ら其罪を悟るを俟つべし。蓋し惡人をして悔悟せしむる最良の方法は、其罪を責むるにあらずして、之に恩德を施すにあればなり。

總て仁惠以下の本務にありて、最も尊むべき所は、其外形に顯れたる行爲にあらずして、寧ろ之を行

德を行ふときの心情

ふときの心情如何にあり。慈善獻身の如きも、其德行として重んぜらるゝ所以のものは、毫末も私心を挾まずして、他人の幸福を希ふによる。故に若し之を行つて、自ら之に誇ることあらば、其德行たる價値を失墜するや明白なり。寛恕の德に於ても、亦之に同じ。若し我彼を宥して、其罪を問はざるも、其心に傲慢の念を懷かば、何の賞むる所あらんや。且つ彼の罪を宥すに當たりては、必ず之を隱密の間に於て爲すべし。若し然らずして、或は之を口外することあらば、眞に其罪を問はざるものといふを

德行の完備

得べからず。蓋し人に對して、彼の惡と自己の善とを語るは、これ自ら彼を責めずして、他人を借りて之を責むるものに同じければなり。故に他人に恩惠を加へなば、力めて之を忘れ、決して之を口外すべからず。是れ其德行を完くするに、最も必要なる條件なり。

恩誼

第二十七課　恩誼

人が世に立ちて、獨立の人となるに至るまでには、幾多の恩惠を蒙むるものなり。父母の鞠養の恩は、言ふを俟たず。師長の教訓、先輩の指導、國家社會の

保護等より、朋友の誘掖、協力、助言等に至るまで、一々之を数へ來らば、日も維れ足らざるの觀あらん。既に獨立して後も、亦時に臨みて、他人の恩を受くること多し。人若し詳かに過去を回想せば、他人に負ふ所の如何に大なるかを知らん。

記恩

他人に恩德を施さば、之を忘れよとは、施恩者に向ていふ所にして、恩を受けたるものは、深く之を心に記し、必ず之に酬ゆるの心なかるべからず。古人も「報恩の心は、人の須臾も離るべからざる所にして、之を失はゞ、人にして人に非ず」といへり。窮境に

大日本圖書株式會社

立ち、獨力を以て如何ともすること能はざるに臨み、他人の助力を受くれば、何人も之を德とし、必ず其恩に酬いんとする心を生ず。されど其困厄一たび去りて、時日を經過すれば、謝恩の念漸く薄らぐは、常人の常なり。恩を施して之を忘るゝと、恩を受けて永く之を記するとは、共に容易のことにあらず。道に志す者、深く心を用ゐざれば、知らず識らず忘恩悖德の徒となることあるべし。

恩に酬ゆる道

恩に酬ゆるの道は、常に之を心に銘して、忘るゝことなく、恩人が我爲に盡しゝ志を空しくせざるに

大日本圖書株式會社

あり。世には金錢物品等を贈りて謝意を表し、或は嘗て受けたると同一の行を恩人に返せば、既に恩に酬い得たる如く思惟するものなきにあらざれども、是れ大なる誤解なり。夫れ財寶勤勞等は、或は以て恩人の勞力を償ふことを得んも、其我に恩惠を施し、誠心と好意とは何を以てするも、之に酬ゆることを得ざるなり。

恩人が我に惠を施すに當りてや、一意我の幸福を希ひて、時間を惜まず、勞力を厭はず、或は其貴重とする所を擧げて我に與へ、或は誠心を披瀝して我

に敎へ、毫末も倦むことなし。唯其希ふ所は、其誠意の了解せられ、其目的の達せらるゝにあるのみ。豈區々たる金錢物品等を得んが爲に、人の爲に勞せんや。されば能く其敎を守り、其意を體し、恩人の我に希ふ所を實行して、其苦心の徒勞に屬せざりしを知らしむるこそ、眞に恩に酬ゆるの道なれ。恩人が助力を要するに臨みて、之を助くるは、當然の事なり。又物品等を贈るが如きは、唯其恩を忘れずして、恩人の心を慰めんとする心の一端を表はすに過きざるのみ。恩に酬ゆる唯一の方法とはいふべ

からざるなり。

第二十八課　朋友

朋友の必要

人は群居を好み、孤獨索居を惡むものなれば、家庭なくして、生活すること能はざると同じく、一日も朋友なくしては、過し難し。特に知を啓き德を修めて、有爲の人物となり、又世に立ちて、有用の事業を就さんには、良友の助を要すること益多しとす。

協力

人の力は、誠に微々たるものにして、獨力にては、殆んと何事もなし難し。學問を研究し、道德を修むるにも、我と同一の目的を有して、相勵まし、知見を交換し、意見を闘はし、互に善を責むる友なかるべからず。一事を興し、一業を就すにも、協力する友を要するは明かなり。且つ互に喜を分ち、憂を共にする親友なくば、人生は誠に荒凉寂莫たるを感ずべし。

擇友

此の如く、朋友は必要なるものなれども、若し其人を得ざるときは、寧ろ友なきに如かざるなり。世に朋友の感化程、偉大なる影響を與ふるものはあらじ。人は其見る所、其聞く所に從ひ、知らず識らずの間に善ともなり、惡ともなるものなれば、交を結ぶには、能く其人物を見、益友を擇まざるべからず。さ

益友及損友

れど世には、完全の人なし、一長一短は、吾人の免かれざる所なれば、互に其長所を採りて交り、其短所は、相戒めて之を補ふべし。智德の勝れたる人、經驗に富む人等は、皆交りて己の師とするに足る。又智識經驗等、己に及ばざる人にても、其精神確固たる人ならば、互に切磋して益を得べし。唯品性の卑しき人に至りては、假令博識の人なりとも、決して友とすること勿れ。是れ己を傷くるに過ぎざればなり。既に交を結ばゞ、信義を盡して相接し、苟も虛僞文飾等に流るゝことなく、誠心を吐露し、其人物を

信義

敬重し、久しくして渝ることあるべからず。眞正の交は、互に其人物を重んずるによりて成立つものにして、其地位の貴賤、資產の多少等によるにあらず。故に困難相救ひ、喜憂之を共にし、榮枯盛衰によりて、其交を更めざるを得。世の輕薄の徒は、己を利するを目的とするが故に、利あれば則ち集り、利なければ則ち散ず。故に諺にも、地位を失ひて、始めて眞の朋友を得といふ所以なり。

之を要するに、朋友は互に善を勸め、惡を去り、相提携して、世の益を計る爲のものなれば、自己の利害

損益によりて離合し、或は徒黨を結びて、非曲を逞くするが如きは、眞の朋友にあらず。又朋友の交は、私のものなれば、之によりて公義公道を害する如きことあるべからず。古より私情の爲に理非を誤り、醜名を殘しゝもの、少なからず。誡めざるべからざるなり。

第二十九課　長幼、身分、

人格は、何人も有する所のものにして、其年齢、門地等によりて、差別あるものにあらず。故に吾人は、如何なる人に對しても、人たるの尊敬を致し、其間に厚薄輕重の別をなすべからざるを知れり。されど是れ社會的關係を離れ、一個人として、人を見る場合につきていふのみ。

長幼、身分、地位等の差別

社會の上より見れば、各人皆年齢に長幼あり、其才能に長短あり、其經驗に多少あり、且つ社會に盡し、勤勞功績に大小あり。從て相互の間に、特殊の關係を生じ、本務を異にす。是れ長幼、貴賤、師弟、主從等の道ありて、社會の秩序井然として紊れざる所以なり。

長者に對する道

幼少なる者、經驗の少き者等が、己より長ずる人を

尊敬し、其教を聽き、命に從ふは、啻に長者に對する禮儀なるのみならず、亦自ら修むる所以の道なり。又地位卑き者が、上級者の命を奉じて、其職務に勉勵し、傭人が雇主の意に從つて、業務を執るは、當然の事なり。而して己が地位に對する務を行ふに當りては、假令些細なる事なりとも、必ず之を輕んずることなく、誠心を盡して、之を行ふべし。是れ實に業務に對する道德なり。人の品位は、其執る所の業務によりて、高下あるものにあらず、唯其業務を行ふに忠なるを尊しとするなり。

自己の地位に對する務

年少の人は、往々自ら揣らず、其僅かなる才藝を恃みて、先輩長者を輕侮し、自己の地位の卑きを怨み、啻に其務を盡さず、長者を敬はざるのみならず、甚しきに至りては、相集りて不穩の行をなす者あり。此の如き人は、自ら相當の理由ありとなし、敢て道德上非難すべき行をなすにはあらずと思惟すべけれど、心ある人より之を見れば、實に輕躁浮薄の行たるを免かれざるなり。

先進者を尊び、長上の命に從ふは、後進者の德義にして、後進者を誘掖扶育し、下級の者を愛するは、亦

長上の任なり。人の上に立ちて、濫に其權力を振ひ、己の私を爲すが如きは、社會の平和を害するものといはざるべからず。特に雇主の傭人に對するが如き場合に當りては、能く傭人の心情を察し、其人格を重んじ親切丁寧に取扱ひ、之に向て不當の要求をなさゞるやう、注意せざるべからず。人は動もすれば、自己の便益を考ふることに專らにして、他人のことに思ひ及ばざること多し。是れ怨恨、憎惡等を生ずる原因にして、社會の圓滿なる和樂を害する所以なり。

上下の協力

要するに、同一の社會に住するものは、上下貴賤の別なく、相賴り相助けて、幸福を圖るべきものなれば、上の者は、下に對して傲らず、下の者は、亦上の者を敬して諛らず、上下各其職分を盡して、缺くることなきを肝要とす。是れ社會の平和を來し、共同生存の實を擧ぐる所以なり。

男女の道

第三十課　女性

男女の關係は、人倫の大本なり。社會百般の道德は、悉く之と密接の關係を有す。男女の道正しければ、其國民の道德修まり、其關係紊るれば、道德も亦廢

協同

る。而して道德の消長は、其國運の盛衰の分るゝ所なり。古より社會の盛衰、國家の興亡の基を尋ぬるに、一として此理によらざるはなし。男女の關係は、最も嚴正ならざるべからざるなり。

男女は、其體質性情を異にし、一は剛にして、一は柔なり。從て其社會に對する職分も、亦自ら異なるが故に、互に相倚り相助けて、生存すべきものなり。男女互に相重んじ、長短相補ひ、各其分を守り、其務を盡くし、協同して相侵さゞるは、社會生活の根本にして、人生の幸福を來たす所以なり。之が爲には、男

敬重

保護

女各其身を修め、其能を研き、自ら缺くる所なきを期し、且つ互に敬重の念を失ふべからず。古は女子の柔弱なるに乘じて、之を輕侮し、之を抑壓して、男子に劣るものゝ如く思惟せしも、是れ不條理の甚しきものなり。

男子に尊む所は、剛直なり。女子に重んずる所は、柔順なり。故に男子は、能く女子の性質を辨へ、之を保護せざるべからず。危險に際し、困難に臨みて、强壯なる者が先づ之に當り、老幼婦女をして、安全を得しむるは、當然の行なり。己の力强きを利用して、自

禮儀

己の安樂のみを計り、柔弱なる者の苦痛を顧みざるが如きは、義俠心ある男子の恥づる所とす。

男女の間には、嚴格に禮儀を維持せざるべからず。古は男女七歳にして、席を同じくせずといへり。禮は心中にある崇敬の念の發表にして、交際を圓滿ならしめんが爲に、缺くべからざるのみならず、自己の品格を保ち、侮を招かざる所以の道なれば、粗暴野鄙なる言動は、常に慎むべきことなり。特に感情の鋭敏なる女子に對しては、周密の注意を以て接せざれば、知らず識らず之を侮辱するに當ること

貞操

男女の交際

とあり。又男女の間は、動もすれば狎褻に流れ易し、是れ最も怖るべきことなり。夫れ貞操の德は、人の最も重んずべき所にして、若し一たび之を傷くれば、終生恢復するを得ざるなり。貞操を以て婦人特有の道德となし、時代は、既に過去に屬せり。男女共に貞操を守り、高潔なる精神を有するにあらざれば、健全なる文明の社會は、到底建設するを得ず。故に男女の間には、嚴に禮を守り、互に恭敬の念を維持して、紊れざるを期するは、固より言を待たず。其交際には、自ら嚴格なる規律なかるべからず。特

に青年男女は、親戚故舊の間と雖も、長者の監督の下に交際するを可とす。是れ一には互に名譽を重んじ、一には過に遠さかる所以なり。

中學

修身教科書　卷三終

明治三十四年四月廿七日印刷同月三十日發行
明治三十四年十一月廿三日訂正印刷同月廿六日再版發行
明治三十五年十一月十九日訂正印刷同月廿六日三版發行
明治三十六年十二月廿三日訂正印刷同月廿六日四版發行
明治三十七年三月廿九日訂正印刷
明治三十七年四月一日五版發行

中學修身教科書　全五冊
改定　卷一金貳拾五錢　卷二金參拾五錢
正定　卷三金貳拾五錢　卷四金參拾錢　卷五金四拾錢
價　卷三金參拾錢
合計金壹圓五拾五錢
外に首卷一冊金拾八錢

校閲者　中島力造
著作者　山邊知春
發行兼印刷者　東京市京橋區銀座壹丁目廿二番地　大日本圖書株式會社
右代表者　專務取締役　宮川保全

東京市京橋區銀座壹丁目廿二番地　大日本圖書株式會社
大阪市東區北久太郎町四丁目十七番屋敷　大日本圖書株式會社支社
各府縣下　特約販賣所

不許複製

發賣所